

郡名記載墨書・刻書土器小考

——群馬県内出土事例を中心に——

高 島 英 之

(財) 群馬県埋蔵文化財調査事業団

はじめに～問題の所在と分析視角の設定

1. 郡名記載墨書土器集成上の問題点と限界
2. 東日本における郡名記載土器の出土傾向
3. 東日本出土郡名記載土器の書式の傾向

4. 移動する郡名記載土器

5. 群馬県内出土の郡名記載土器
おわりに

——要 旨 ——

郡名が記された墨書・刻書土器は、静岡県内の郡家遺跡からの出土がとくに顕著であるが、全国各地から出土しており、郡家やその出先機関である官衙、あるいは郡司層地方豪族の居宅の存在、さらには郡家の構造や機能などを類推する上での重要な手がかりとなってきた。

近年では、郡家およびその関連施設、郡司層豪族の居宅などとは明らかに考えにくい場所や、それらから離れた一般集落などからの郡名記載土器の出土例も少なくなく、文字内容のみが一人歩きしてしまうくらいもあり、その種の遺物の史料的特質を明確にしておくことがまず急務であろう。

また、近年では、群馬県内においても郡名記載土器の出土は着実に増加している。

本稿は、本県内外から出土したさまざまな資料を相互に比較検討しながら、郡名記載土器の類型化を行い、それらの史料的特性や歴史的意義について解明しようとするものである。

土器に郡名が記されたことの意味や背景を検討することによって、古代在地社会における祭祀・儀礼行為の一端や、人民支配の拠点たる地方官衙と村落社会との実態的な関係の一端を解明する手がかりが得られるものと考えられる。

これまで官衙遺跡出土の墨書土器については、官人や傭丁のために使用する食器の保管・管理のため、あるいは食料供給システム上の管理のために文字が記されたと一般的に言われてきたが、郡司層が主体となった祭祀や河川や峠など郡境における境界祭祀などの神仏への供献奉進儀礼に伴って、郡名や郡司職名が記された可能性も指摘できよう。大溝から出土した膨大な量の郡名記載墨書土器は、祭祀・儀礼に伴って一括して投じられた可能性を示唆するものと考えられる。

また、「郡厨之饌」を、現実世界の人間に対してのみならず、それらを神仏に対して供するために、祭祀にあたって土器に郡名が記された可能性をも想定することが可能であろう。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 東日本地域

研究対象 墨書・刻書土器、郡家、官衙

はじめに～問題の所在と分析視角の設定

墨書・刻書土器が、数少ない古代文字資料の中で、新出の文字としてつとに注目されていることは周知の通りである。近年の研究により、その多くは村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが明確になってきた。これは、全国各地の遺跡から出土する膨大な量の墨書・刻書土器の文字にある程度の共通性が認められることや、特定の種類の文字や特殊な字形が頻繁に使用されていること、あるいは1遺跡における墨書・刻書土器の出土量が1000点を越える例すらあるにもかかわらず、如何なる遺跡においても墨書・刻書土器の比率は、その遺跡から出土した土器全体の僅か数%程度にしか過ぎないこと、また、文字を記入するに当たって、特殊な材質・作り、もしくは器形の土器を意識的に選択した様子が無いこと、などの特色から導き出された結果である(平川2000・松村1993ab)。土器に文字を記入する行為とは、日常什器とは異なる非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての神・仏に属する器であることを明記するためのものと言えよう。

奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書・刻書土器は、とりわけ関東地方における出土例が非常に多い。これはその地域においてただ単に、発掘調査の件数が抜きん出て多いからという理由だけではなく、当該期の東国村落の特質である。それらは、1文字だけが記されたものがほとんどなので、文字の意味は如何様にも解釈できるものが多い。また、早く、8世紀初頭のものもあるが、村落内で本格的に広まっていくのは9世紀になってからである。9世紀から10世紀にかけて飛躍的展開を遂げ、早くも10世紀の内に急速に減少してしまった。その一方、東海地方では、中世でもなお、土器に墨書することが行われ続けている様子が判明している。

墨書・刻書土器の使われ方は、それぞれの土器に文字を記した人びとそれが果たしていた当時の社会的な役割と密接に関わるのだから、墨書・刻書土器がどのような使われ方をしたのかと言うことを解き明かすことが、当時の社会のしくみやあり方を解明することにつながるわけである。つまり、それぞれの墨書・刻書土器の用途や機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司制のシステムや、村落構造を明らかにすることが可能であり、さらにはそのような諸関係の総体としての古代社会像の解明につながっていくのである。本稿では、こうした各種多様な墨書・刻書土器の中から、最近、群馬県内でも出土が相次いでいる郡名記載の墨書・刻書土器をとりあげて、それらの出土状況や、土器に郡名が記載される意味について検討を加えたい。

郡名が記載された墨書・刻書土器は、静岡県内の郡家遺跡からの出土がとくに顕著であるが、全国各地から出

土しており、郡家や、郡家の出先機関などの存在、さらには郡家の構造や機能などを類推する上での手がかりとなっている。しかしながら、近年では、郡家やその関連の官衙あるいは施設、郡司層豪族の居宅などとは明らかに考えにくい場所から単独で郡名が記された土器が出土する事例も少なくなく、さしたる遺構が検出されていないケースにおいても、郡名が記された墨書・刻書土器が出土することによって、その場所が郡関係の官衙の出先機関や、郡関係の施設と解釈されるような、記載された郡名が一人歩きして遺跡の解釈を歪めてしまうようなケースさえ存在している。こうした弊害を少なくするためにも、その種の遺物を総体的に取り扱うことによって、それらの史料的特質を明確にすることが急務である。

本県では、これまでその種の資料の出土はあまり多くはなかったが、ここ数年の間に相次いで古代の郡名が記された墨書・刻書土器の出土が報じられるようになってきた。こうした類例を、本県外から出土した資料と比較しながら、郡名記載墨書・刻書土器の類型化を行い、資料的特性や歴史的意義について解明していきたい。

土器に郡名が記載されたことの意味やその背景を考えることで、古代在地社会における祭祀・儀礼行為の一端や、支配の拠点たる地方官衙と村落社会との関係などの一端を解明する手がかりが得られればと考える。

なお、以下では、郡名記載墨書・刻書土器のことを総称して郡名記載土器という用語を用いることとする。

1. 郡名記載土器集成上の問題点と限界

小稿執筆に当たって、青森県から新潟・長野・山梨・静岡の3県までの範囲で郡名記載土器を収集した。

従来、宮都を含む官衙遺跡から出土する国郡名等記載土器では、杯・皿・椀型の土器なら底部外面に、蓋型の土器なら蓋の内面に記されたものが圧倒的に多いと言われてきた(山口1991ほか)。今回の集成でもその指摘を裏付けるように、こうした傾向は比較的顕著であった。ただ、郡名記載土器の4割以上を占める静岡県の郡家ないしその関連遺跡から出土した資料に、その傾向が特に顕著であるためという要素も存在している。静岡県以外の資料では、底部外面ないし蓋内面への文字の記入が極端に集中しているという程ではなく、概ねの傾向と言うに止まる範囲である。

とりあえず東日本地域に集成と検討を限定したのは、当該地域が、集落遺跡における墨書・刻書土器の出土事例が全国的にも抜きん出て多いことの半面、集落の対極に当たる官衙から出土した墨書・刻書土器ではいかなる展開であるかを、集落遺跡出土のそれとの比較検討の中で位置付けることが可能であり、かつ効果的であると考えたからである。集成にあたっては、当該遺跡所在及び隣接・近接の郡名を構成する文字を1文字のみ記載し

た資料についても収録した。また、郡名と同じ名の郷が郡内に所在する例は全国的に多いが、それらの名称ないしその一部を記載した資料についても、すべて郡名が記された可能性を有する資料として検討の対象とした。

国郡里名は、周知の通り和銅6年(713)5月2日に出された詔によって「好字」が付けられた。この好字は、集落遺跡から一般的に出土する1文字のみ記載する墨書・刻書土器の大多数に記される所謂「吉祥的文字」とも共通するわけであり、例え郡家所在ないし隣接・近接郷からの出土とはいって、1文字のみ記載されたものでは、郡名の一部なのか、郡名と共通する文字ではあるが、郡名ではなく郡名と同じ郷名なのか、あるいはさらに、ただ単に吉祥語を記載したものであるのか、分別は付きにくいところであるが、それについても、その可能性を承知した上で、あえて集成に含めている。

また、郡名となった地名を負う在地豪族の氏名として記された可能性も存在しないではない。それもあえて承知の上で取り上げている。そう言った意味では、今回の集成は、かなり正確さに欠けるきらいはある。

2. 東日本における郡名記載土器の出土傾向

東日本から出土した郡名ないしその一部が記載された土器は、岩手、宮城、秋田、福島、新潟、茨城、栃木県、群馬、埼玉、東京、神奈川、千葉、山梨、静岡の14都県から出土している。関東地方では出土遺跡数が多いが、東北地方や静岡県では、特定の官衙遺跡に郡名記載土器の出土が集中しているため出土した郡名記載土器の点数は多いものの、出土遺跡数では却って少なくみえる。

出土した全125遺跡のうち100遺跡が官衙・寺院ないしその周辺関連遺跡であり、この点は、郡名記載土器の出土状況としてはある意味当然の結果とも言える。

東北地方では、ほぼ城柵官衙ないしその周辺関連遺跡からの出土に限られている。関東地方でも官衙ないしその周辺関連遺跡が多いが、唯一、千葉県では必ずしも官衙ないしその周辺遺跡からの出土とは限らないようである。良く知られているように、千葉県は古代の墨書土器の出土が抜きん出て多い地域であり(明治大学古代学研究所墨書土器データベース)、21050点の墨書土器が出土している。ちなみに宮城県約7500点、関東及び周辺各県では、栃木県で2447点、群馬県で4687点、茨城県で1058点、埼玉県で5054点、東京都で4503点、神奈川県で5536点、新潟県で4126点、山梨県で5067点の墨書土器が出土しており、千葉県からの出土が抜きん出て多いことが知られるが、郡名記載土器に限っては、墨書・刻書土器の県ごとの出土総数の多寡とは余り関わりがないようである。

静岡県では、郡名記載土器は378点あって、東日本出土郡名記載土器の43%を占めているが、現在までのところそれらの出土遺跡は100%官衙及びその関連遺跡に限

られている。

3. 東日本出土郡名記載土器の書式の傾向

静岡県内出土の郡名記載土器に関しては、郡名をフルで記した上に、官職名(「大・少領」・「主帳」・「主」など)や部署名(「厨」・「曹」など)の全部ないし一部や、「一」・「二」などの数を附したもののがほとんどである。

静岡県内出土の郡名記載土器の分量が圧倒的に多いため、これまでにはあたかもそれらが郡名記載土器の書式の標準的なスタイルであるかのように理解されがちであったが、東日本全体の出土例からみると、郡名ないしその一部を示す文字にせいぜい部署名を示す「厨」あるいは「曹(司)」の文字が付される程度で、一般的には郡名ないしその一部の文字のみが記されたものが主流である。ただ、静岡県内の官衙遺跡から出土した郡名記載土器の分量が圧倒的であるため、単に点数のみをカウントすれば、静岡県内で出土したような書式のものが全国的にも圧倒的に多いよう見えてしまうわけである。

郡名の下に部署名が附されるものでは、「厨」が圧倒的に多く、全国各地から出土している。厨家は土器等食器類の保管元の部署であり、食器である土器に記された部署名として「厨」が多いのはある意味当然のことと言えようが、それ以外の部署名で、例えば「曹」が付されるのは、現在までのところ、陸奥国安積郡家跡福島県郡山市清水台遺跡から出土した資料4点に限られており(郡山市教委1975・1976、郡山市埋文事業団1992)、他には神奈川県海老名市大谷向原遺跡から出土した「高坐官」と記された土器がある程度である(大谷向原遺跡調査団1992)。

「高坐官」の「官」の文字を「ミヤケ」と訓じれば、「タカクラノミヤケ」となり、高座郡家をのものを指すことになる。また「館」の字の省画とも解釈可能であり、そうであるならば「高坐館」という意味になり、郡家を構成する施設群のうちの宿泊・交通支援機能を有した「館」を意味するということになる。

同じ静岡県内の郡家遺跡であっても、駿河国益頭郡家跡藤枝市郡遺跡から出土した郡名記載墨書土器では郡名「益頭」の1文字「益」+「厨」という記載ばかりであるが(藤枝市教委1986)、同じく駿河国の志太郡家跡藤枝市秋合・御子ヶ谷両遺跡から出土した同種資料では(藤枝市教委1981)、同様に、郡名の1文字+「厨」で「志厨」と記されたものと、「志太」郡の郡名フルネームに「厨」の文字が加えられた「志太厨」の3文字が記された資料の双方がともに出土している。志太郡家跡では、現在のところ、郡名「志太」の「志」の1文字+厨の「志厨」と記載されたものが23点、「志太厨」と記載されたものが13点と、郡名の1文字+「厨」を記したものが多い。

また、遠江国引佐郡津跡と考えられている静岡県浜松市井通遺跡からは引佐郡の郡名記載墨書土器が209点出

土し、1遺跡から出土した郡名記載土器数の最多であるが（静岡県埋文研2007）、書式は基本的に「引佐」の郡名をフルネームに記し、それに数字の「一」か「二」が附されるか、あるいは「大」の字が付けられるかで、静岡県内の他の郡家遺跡から多く出土している郡名+「厨」と記された器は1点も出土していない。ただ、まれに「引佐」の郡名のみが記されたものもある。圧倒的多数は郡名+「一」・「二」の数字が付されたものである。

また、駿河国志太郡家跡藤枝市秋合・御子ヶ谷両遺跡から出土した郡名記載土器には、「志大領」・「志大」・「志太領」など郡司職名が記載されたものが大量にみられるが、静岡県内の他の郡家遺跡出土の郡名記載土器にはあまり見ることはできない。駿河国益頭郡家跡藤枝市郡遺跡から出土した「益大」と記された墨書土器と、同じく益頭郡家の館か郡司宅と考えられている藤枝市水守遺跡から出土した「益少領」と記された墨書土器があるが、志太郡家跡出土の資料群に比べれば極端に少量である。郡名に郡司職名が加えて記された土器は、志太郡家において特徴的な現象と言えるだろう。

郡名に加えて郡司官職名が記載された例としては、東日本では他に、茨城県桜川市堀ノ内窯跡から「新大領」（常陸國新治郡大領の意）と刻書されたものが3点と（高井1988）、埼玉県川越市五畠東遺跡から出土した「入主」（武藏國入間郡主政ないし主帳の意か？）と記された墨書土器（川越市教委1991）、及び相模國足上郡家関連神奈川県小田原市下曾我遺跡から出土した「上主帳」（相模國足上郡主帳の意）と記された墨書土器などに限られている（小田原市教委2002）。

西日本でも、例えば、但馬国府・出石郡家関連兵庫県豊岡市袴狭遺跡出土の「出石領」（但馬国出石郡領の意、須恵器蓋外、兵庫県立歴博2002）と記された墨書土器、筑後国御原郡家関連福岡県小郡市井上薬師堂遺跡出土の「三原大」（御原郡大領の意か？、須恵器椀底外、小郡市教委2000）と記された墨書土器、福岡県久留米市筑後国府跡出土の「□井少領」（筑後国御井郡少領の意、須恵杯底外、8前、久留米市1994）と記された墨書土器、筑後国三瀬郡家推定同市道藏遺跡出土の「三万少領」（筑後国三瀬郡少量の意、須恵器皿、底外、8末～9初）及び「三万少□」（土師器杯、底外、8c、久留米市教委1991）と記された墨書土器と記された墨書土器、同じく筑後国三瀬郡家推定同市野瀬塚遺跡出土「三万大領」（須恵器杯底外・須恵器蓋外2点、8中～後）及び「三万少」（土師器杯底外・土師器蓋内2点、8中～後、久留米市1994）と記された墨書土器など、筑後国府周辺に纏まっているように、地域的な偏在が顕著である。

このようにしてみると、郡名に郡司職名を加えて記載するもの自体さほどに普遍的とは言い難い。

このように郡名記載土器が多数出土した静岡県内の官

衙遺跡においてさえ、書式はかなりまちまちである。各官衙ごとに書式の特徴があるよう見受けられる。

4. 移動する郡名記載土器

ところで、静岡県内の郡家及びその関連遺跡からは、遺跡出土の全郡名記載土器中に占める割合は極めて少ないながらも、当該郡に隣接する郡の厨家を示す文字が記された資料が往々にして出土している（石毛2002、山中2002）。

例えば、駿河国有度郡家跡静岡市ケイセイ遺跡からは、有度郡の隣郡安倍郡を示すと考えられる「安」の文字が（静岡市教委2006）、駿河国益頭郡家跡藤枝市郡遺跡からは隣郡安倍郡家の厨家を意味する「安厨」の文字が（藤枝市教委1986）、志太郡家御子ヶ谷遺跡からはやはり隣郡益頭郡の厨家を意味する「益厨」の文字が（藤枝市教委1981）、それぞれ記された墨書土器が各1点ずつ出土している。また、遠江国敷智郡家・栗原駅家跡と考えられる浜松市伊場遺跡からも、「布知厨」と記された墨書土器の他に、隣郡長下郡家の厨家を意味するとも解釈することが可能な「下厨南」と記された墨書土器が出土している（平川2000a）。

さらに、上総国分尼寺に隣接する集落遺跡である千葉県市原市坊作遺跡からは、所在都市原郡家厨家を示す「市原厨」と記された墨書土器と共に、隣郡海上郡家厨家を示す「海上厨」と記された墨書土器が出土している（市原市教委1980）。同遺跡は、全くの集落遺跡ながら、立地条件や出土遺物などから上総国分尼寺建立に関わる集落と考えられ、出土したのが官衙そのものの遺跡ではなくも、国の施設に関連する場所では、当該郡以外の郡厨家記載土器が出土するケースがあり得る。

郡名記載土器が郡境を越えて移動するケースがあることについては、まず、国府ないし郡家における恒例・臨時の行事に伴う饗宴に当たって、当該の国府・郡家の厨家にとどまらず、国府においてはその管轄下の某郡の厨家が、また郡家にあっては近隣郡の郡家の厨家が動員されたケースが想定できるところである。

周知のように儀制令元日国司条には、

凡元日。国司皆率_ニ僚属郡司等_一、向_レ庁朝拝。訖長官受_レ賀、設_レ宴者聽。（其食以_ニ当處官物及正倉_一充。）
とあり、同集解に引く古記に、

受_レ賀設_レ宴者聽。謂、饌具用_ニ官物_一。兼受_ニ郡司等相餉_ニ食物_一也。

とあるように、元日朝賀の饗宴に際しては、国司が国府の財政の中から経費を支出して郡司等に酒食を供することになっていた。なお、この元日朝賀の饗宴は、国庁で行われていたようである（山中1994）。国府内においてはこの元日朝賀の儀式を筆頭に、郡司告朔の儀、吉祥悔過法会などの恒例行事及び臨時の行事に際しては様々な饗宴の場が設定されたわけであるから、国府の厨家たる

国厨の職掌の第一は、こうした国府内で行われる儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行うことにあった。

また、国司館における饗宴にも、国厨が弁備した酒食が供されるケースも存在した。『万葉集』卷19所収4250番歌は、大伴家持が越中守離任時に詠んだ歌であるが、その詞書には、

便ち大帳使に附きて、八月五日を以ちて京師に入らむとす。此に因りて、四日を以ちて、国厨の饌を介内藏伊美吉縄磨の館に設けて饌す（後略）。

とあることから、介の館で行われた国守家持の送別宴に、国厨で調製された酒食が供されたことが知られるのである（平川2000a）。

さらに国府外における饗宴に際しても「国厨之饌」が弁備される場合が想定できる。

例えば、平安時代後期の因幡守平時範の日記である『時範記』には、国守が任国に赴任する際の状況が詳細に書き留められているが（早川1997）、その承徳3年（1099）2月条には、

十日（中略）、申尅宿ニ摂州武庫郡河面御牧司宅。摂津守送ニ馬酒肴等。

十一日（中略）、申尅着ニ播磨明石駅家。国司被レ儲ニ饌饌、菓子、秣等。

十四日（中略）、未尅着ニ美作国境根仮屋。国司被レ儲レ之、亦有ニ饌饌、秣秣等。

などの記述があり、新任国守の赴任に際して、途次各國国司が新任国守の立寄先である牧司宅、駅家、仮屋などに酒食や秣などを送って饗應しているさまがうかがえる。こうした場合でも、当然、「国厨之饌」が供せられたであろうし、国司の部内巡幸に際して、出張先に「国厨之饌」が届けられるケースも想定されよう。

「郡厨」あるいは「（某）郡厨」と記された土器についても、およそ同様の機能を想定することが可能であろう。「国厨」・「（某）郡厨」と記された土器の意味するところは、平川南氏が指摘しておられるように、そこに盛られた酒食類が「国厨之饌」あるいは「（某）郡厨之饌」であることを表示したものと考えられるわけである。

諸官衙における厨家保管の食器は膨大な数にのぼると考えられるが、それにもかかわらず、出土土器全体の中で「厨」と表記された土器数があまりにも少ないことや、「国厨」・「（某）郡厨」、あるいは郡名が記された土器が、それぞれの国府や郡家からかけ離れた場所から出土することも少なくないことから考えるならば、「厨」あるいは郡名等を土器に記入することの意味を、從来言われてきたように「厨施設がその食器を保管・管理する上で食器の所有・所属を明示するために記銘した」（津野1990・1993、石毛2002、山中2002）という点のみに集約しきれるものではない。

実際に、某国国府遺跡から管轄下某郡名もしくは管轄

下某郡厨の文字が記された土器が出土するケースは枚挙に暇がない。

「厨」記載土器に限っても、栃木県栃木市下野国府跡出土「寒川厨」（管下寒川郡家厨家の意）墨書土器2点（栃木県文振事業団1987）、群馬県前橋市上野国府関連元総社寺田遺跡出土「邑厨」（管下邑樂郡家厨家の意）墨書土器（群馬県埋文事業団1991）、茨城県石岡市常陸国府跡出土「茨厨」（国府所在郡茨城郡家厨家の意）墨書土器（石岡市教委2001）、神奈川県平塚市相模国府関連遺跡群出土「郡厨」・「大厨」（国府所在郡大住郡家厨家の意、平塚市遺跡調査会1993・平塚市博2001）墨書土器等の例が挙げられる。これらの遺跡では、いずれも「国厨」と記された墨書土器も出土している。

また、国厨や各郡厨からは、各官衙内外に酒食が供給されたわけであるから、「国厨」・「（某）郡厨」・郡名記載土器などが出土した場所が、それらの官衙、あるいは官衙内の厨施設そのものと即断することは出来ないのである。「国厨之饌」「（某）郡厨之饌」が供給され、酒食が消費された場、すなわち饗宴の場である可能性もあるうし、また、国府・郡家の出先機関や下部組織が置かれた場所であるとの想定も成立しよう。

国府跡から出土する管轄下郡の郡名ないし郡厨銘記載土器については、国府ないし郡家における恒例・臨時の行事の際の饗宴に当たって、当該国府・郡家の厨家にとどまらず、国府においては管轄下の某郡、郡家においては近隣郡の厨が動員された場合がまず想定できる。

例えば、前掲の儀制令元日国司条集解釈に引く古記に「兼受ニ郡司等相餉ニ食物也」とあるように、元日朝賀の儀に際しては、国司が国費を用いて郡司らを饗應すると同時に、郡司らから国司に対して食物の供献が行われていたわけである。国司への食物供献の儀式に際して、各郡の厨家が動員され、食料や食器など供膳にかかる物資を調達・運搬したり、調理・配膳などの労役を提供させられた際に、「（某）郡厨」と記された土器が、供給元を明示する目的で使用されたものと考えられる。

国府の遺跡から、「国厨」と記された土器に混じって「（某）郡厨」あるいは郡名のみ記された墨書土器が出土するケースについてはこのような背景が想定できる。

さらに、国府に上番、あるいは労働徵發された傭丁等に対して、各出身郡厨家が食料を供給することがあったか、あるいは傭丁たちが出身郡単位に編成されて、これに關わる厨家が「某郡厨」という形で国府内に設置されていたことに因る可能性も平川南氏によって提示されている（平川2000a）。

一方、郡家遺跡において、当該郡厨家名を記した土器と共に近隣郡厨家名を記した土器が出土するような事例については、まず、国司の部内巡行の際の接待など郡家における大きな饗宴に当たって、当該郡厨家が弁備でき

る労働力や食材・食器だけでは間に合わず、近隣郡厨家の労働力と食器等が臨時に動員されるような場合や、他郡厨家から食膳や食器そのものが運び込まれた場合、などが想定できる。

また、郡家が伝馬を利用した官人の交通支援機能、宿泊・給食・供給にあたった施設でもあったことからみれば、国司や伝使の移動、あるいは郡司相互の通交に伴って、他郡郡家厨家で調達した食事や食器が携行され、持ち込まれた場合なども考えられる。

千葉県市原市坊作遺跡から隣郡厨家を示す墨書き土器が出土した事例に関しては、国分尼寺造営という郡を越えた国レヴェルの事業に際して、食膳供給等の面で、他郡厨家が動員されるような場合があったことを物語っていると言えよう（市原市教委1980）。

このように某郡厨記載土器の出土には様々なケースが考えられるわけであるが、「厨」の文字が無いただ単に郡名ないし郡名の一部が記された土器についても、「某郡厨」の省略表記である例も存在しているのではないだろうか。某郡名表記土器の解釈の一つの可能性として提示しておきたい。

いずれにしても「某郡厨」表記土器が表記郡の境を越えて出土すれば、郡名ないしその一部の文字が記された土器が、郡境を越えて当該郡以外の場所や、あるいは郡内であっても明らかに郡家ないしその間連官衙のある場所とは考えにくい場所から出土するケースについては、やはり同様に、郡名記載土器の移動が想定可能な様々なケースの中で解釈することが可能である。

なお、静岡県の郡家およびその関連遺跡である藤枝市御子ヶ谷・秋合領遺跡や、浜松市伊場遺跡、同市井通遺跡などにおける大溝からの大量の土器出土状況からは、祭祀・儀礼における郡名記載土器の使用の可能性も想定できるところである。

その際に、それら「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」が供された先は、現実世界の貴顯に止まらず、神仏などに対するケースも考えられる。さらに言うなれば、實際には、「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」でなくとも、そのような「ブランド」を騙って国・（某）郡厨銘、あるいは郡名記載土器が供えられたケースさえ存在していた可能性が考えられるのではないだろうか。

5. 群馬県内出土の郡名記載土器

本県内出土の郡名記載墨書・刻書き土器48点の内、刻書き土器は3点のみであり、他は全て墨書き土器である。本県内では現在までのところ、佐位郡家正倉院の遺構が発見された三軒屋遺跡と、新田郡家郡庁院及び正倉院跡が検

出された天良七堂遺跡の2箇所しか確実な郡家遺跡は発見されておらず、三軒屋遺跡では郡名に関わる文字が記された土器は今のところは出土していない。

周知のように古代の上野国には和銅4年（711）に甘楽・緑野・片岡の3郡から6郷300戸を割いて新設された多胡郡を含めて14郡が存在していたが、県内の遺跡から出土した郡名記載土器にみえる郡は、このうちで、群馬・勢多・佐位・新田・山田・邑楽・甘楽・多胡・碓氷の9郡にかかるものであった。

以下では、それらの中で特徴的な例について述べる。

（1）「新田」郡名記載土器

群馬県内からこれまでに出土した郡名記載土器で最も数量的に多いのは、新田郡に關わるものである。『和名抄』では、新田郡は、新田・津野・石西・祝人・淡甘・駅家の6郷がからなる中郡とされている。

県内から出土した郡名記載土器48点の内、その半数の24点になる。そのうち刻書き土器は、郡家に程近い太田市成塚町成塚住宅団地遺跡E151堅穴建物跡から出土した土師器椀体部外面に正位で「入田」と記されたものと（太田市教委1990）、同市市野井境ヶ谷戸遺跡1次調査1号堅穴建物跡から出土した須恵器杯の底部外面に「入」と記載されたもの（新田町教委1994）の2点のみで、他はいずれも墨書き土器である。

「入田」の文字が刻書きされた土師器椀が出土した太田市成塚町の成塚住宅団地遺跡及び「新田」の文字が記された須恵器杯と「入田」の文字が記された土師器杯が出土した石橋地蔵久保遺跡は郡家跡天良七堂遺跡の東側にごく近接する郡家周辺集落遺跡であり、位置的にも郡名記載土器が出土して自然な場所ではある（群馬県埋文事業団2008b）。

また、先述した「入」の文字が刻書きされた須恵器杯が出土した太田市市野井境ヶ谷戸遺跡は、小規模な範囲にわたる調査であり遺跡の性格は明確にできておらず、また、郡家跡天良七堂遺跡の西南西約2kmと郡家からもやや離れるが、集落遺跡からは出土することがあり得ない唐三彩陶枕片が出土しており、郡家との密接な関連を想定できる。須恵器蓋の内面に「入田」と記されたものが1点、ほかに「入」の1文字が記された資料が8点、計9点の郡名記載墨書・刻書き土器が出土している。

それら郡家周辺近接遺跡から出土した郡名記載土器に比して、「新」1文字が墨書きされた土器が3点出土した太田市上田中の前六供遺跡と「入」の1文字が底部外面に墨書きされた須恵器杯が出土した太田市中江田の中江田原遺跡は（群馬県埋文事業団1996c）、ともに郡家の南西にやや離れた位置に位置している。しかしながら、前六供遺跡からは郡家ないし荘所における物資の検収に関する記録木簡が、これら郡名記載墨書き土器と共に出土しており、この井戸跡の構造自体、一般



図 群馬県内出土郡名記載土器

集落のものとは考えにくい。

このように、新田郡の郡名記載土器は、みどり市宮久保遺跡3号竪穴建物跡から出土した「入田」と底部外面に墨書された須恵器皿以外（笠懸村教委1989）、郡家跡天良七堂遺跡から比較的近い範囲の遺跡か、あるいは郡家と関連する官衙の出先機関等と考えられる遺跡からの出土に限られるている。

記載された文字は、「入田」ないしその一文字「入」が、新田郡名記載土器全24点のうちの8割強・20点を占めている。『延喜式』や『和名抄』の現存する写本では、いずれも「新田」と表記し、近代に至るまで「新田」の語が使用されているが、『万葉集』の写本では「爾比多」、平安時代の『延喜式』や『和名抄』では「尔布多」と読みが振られており、「ニヒタ」「ニフタ」と発音されていたようである。郡内所在遺跡から出土している「入田」と記された墨書・刻書土器が多く出土していることは、「ニフタ」と発音されていたことを裏付ける。

「入田」「新田」の郡名ないしその一部が記載された墨書・刻書土器24点のうち18点が杯・皿・椀底部ないし蓋内面への記入、さらにそのうちの13点が底部外面への記入であり、一般的に言われてきた官衙遺跡出土墨書・刻書土器の全般的な文字記入部位傾向によく合致している。また、8割強という須恵器の占有率の高さは、新田・山田両郡が一大窯業生産地域であることから考えれば当然のことと言えよう。

（2）「勢多」郡名記載土器

勢多郡は『和名抄』では深田・田邑・芳賀・桂萱・真壁・深渠・深澤・時沢の9郷からなる中郡である。

前橋市堤町の堤沼上遺跡で検出された37号竪穴建物跡から須恵器椀の体部外面に横位で「勢多」と墨書された土器が1点出土している。9世紀第4四半期の年代観が与えられている土器である。

この土器は一見すると「勢」という文字を1文字、須恵器高台付椀の体部外面に、横向きで縦長に記したように見えなくもないが、「勢」の文字の「力」の部分が右脇に非常に小振りに記され、それに続けて斜めに流れるかのような筆致で「多」の文字が草書体風に記されているものと解釈できるので、「勢多」の2文字を組み合わせて、あたかも1文字のように記したものと理解すべきであろう。この資料のように、勢多の文字をあたかも組み合わせ1文字のようにした字形が記された類例が、上野国分寺跡出土墨書瓦にもみられる（杉山・高井2008）。2文字を合体させて1文字のように記す例は、墨書土器に限らず、文書等を含め古代には一般的な表記法であり、類例も多い（平川南2000c）。筆致は達筆で、文字を日常使いこなしていた階層が記したものと考えられる。

本資料は、勢多郡の郡名を記したものとしては現在のところ唯一の墨書・刻書土器である。勢多郡の郡名が記

された古代の出土文字資料には、瓦の焼成前に勢多郡の「勢」の文字1文字をスタンプで押して、勢多郡から貢進されたことを示した瓦が、高崎市の国分寺跡や前橋市の上西原遺跡などで多数出土しているが（群馬県教育委員会1989、同2000、松田1986、高井1999、杉山・高井2008など）、それらはいずれも「勢」の一文字のみである。本資料のように「勢多」の郡名二文字を記した例として、また、その文字を土器に墨で記した例として初めて発見された資料である。これまで良く知られている、寺院の造営や修理に際して瓦の貢進元を示すために押捺されたスタンプの文字とは根本的に意味や背景が異なる。

出土遺跡の西約4km程の位置にある前橋市下大屋町の上西原遺跡から検出された、柵列で長方形に区画された大型の建物跡群を勢多郡家と想定する考え方がある（群馬県教育委員会2000、松田1986）。しかしながら、方形の基壇建物跡を中心とした一角は、基壇建物とそれを長方形に取り囲む回廊状の遺構の状況からみて寺院と考えるのが妥当であり、それらの遺構は、寺院伽藍中枢部とそれに附属する管理施設とみるべきであろう。

（3）「山田」郡名記載土器

北関東自動車道の建設に関連して太田市北郊で発掘調査された東今泉町の東今泉鹿島遺跡から、須恵器杯の底部外面に「山田」の郡名が墨書されたものが1点出土している（群馬県埋文事業団2007a）。また、東今泉鹿島遺跡の北北西約500mに位置する楽前遺跡から須恵器杯底部外面に「山」の1文字が墨書されたものと須恵器皿底部外面に「山田」の郡名2文字が墨書されたものの2点が出土しており（群馬県埋文事業団2009）、計3点の山田郡名記載土器が出土している。

なお、楽前遺跡4区1号竪穴建物跡出土の須恵器杯の底部外面に「山」と記されたものは、報告書では「正」と釈読しているが、実物に当たって改めて釈読し直し、「山」の1文字が記されたものであることが判明した。

この2遺跡における遺構の検出状況や遺構の配置から見れば、営まれた建物群を官衙ないしその関連遺跡とみるとことは到底考えにくい。しかしながら東今泉鹿島遺跡では郡の官人から郡家に宛てられた文書が漆紙として出土しており、約1.5km西方の太田市緑町吉水地区に所在が想定される山田郡家から払い下げられたと考えられる文書の反故がもたらされていることからみても、郡家とこれらの遺跡との密接な関連が伺える。

これらの遺跡が所在するのは古代の山田郡内にあたり、「山田」の記載は郡名を示すものと考えられる。もちろん、郡名となった地名を負う在地豪族の氏名（うじな）として記された可能性もあるが、いずれにせよ「山田」の語のもとになったのは郡名と言えよう。

（4）「邑厨」記載土器

各地域において比較的多くみられる「（某）郡厨」と

記された土器は、本県内においては現在のところ、上野国府関連前橋市元総社寺田遺跡から出土した須恵器杯底部外面に「邑厨」と墨書されたもの（群馬県埋文事業団1991）と、大泉町専光寺付近遺跡から、6世紀後半とみられる10号墳の周溝埋土中から、8世紀後半の須恵器杯の体部外面に正位で「厨」と墨書された土器と共に、9世紀後半の須恵器高台付皿の底部外面に「上邑厨」と墨書された土器が出土している（関本・川原・高島2006）ものの2例だけである。記された「邑厨」「上邑厨」の文言は、ともに上野国邑楽郡厨家の意と考えられる。

上野国府の一角を占めると考えられる前橋市元総社町の元総社寺田遺跡からは、国府厨家を示す「国厨」と記された墨書土器をはじめ、「国」「厨」「曹司」などと記された墨書土器が「邑厨」と記された墨書土器とともに出土している。邑楽郡厨家を意味する「邑厨」の墨書土器が国府から出土する意味については先述した通りである。

また、大泉町専光寺付近遺跡からは、古墳時代後期6世紀後半とみられる10号墳の周溝埋土中から、8世紀後半の須恵器杯の体部外面に正位で「厨」と墨書された土器と共に、9世紀後半の須恵器高台付皿の底部外面に「上邑厨」と墨書された土器が出土している。「上邑厨」とは、上野国邑楽郡厨家の意と考えられる。

調査担当者は、古墳の被葬者に対する子孫による後代の追善祭祀のような出土状況ではないとするが、古墳造営から約200年後と300年後の年代観を有する「厨」銘墨書土器が共伴して出土していることや、東京都や埼玉県において古墳周溝から、後世の子孫による先祖祭祀に際して使用された墨書土器が出土している例があることなどの点からみれば、古墳そのものとあながち無関係とは言い難く、再検討が必要なように思われる。

邑楽郡家は、地名から現在の大泉町古冰に比定されている。発掘調査によってその位置が確認できているわけではないものの、この墨書土器の出土地からは約1.5km離れている。郡家から離れた位置から某郡厨と記された墨書土器が出土することの背景については、前述した通りである。

これらの資料は、上野国府関連前橋市元総社寺田遺跡から出土した「邑厨」と記された墨書土器とともに、邑楽郡家厨家に関わる墨書土器として重要であろう。

群馬県内では、今までのところ、「某郡厨」と記された墨書土器は、これら邑楽郡家厨家にかかわるものばかりということになる。

(5) その他の例

このように群馬県内出土の郡名記載土器が出土した遺跡には、郡家からやや離れた場所から出土した例であっても、いずれにしても郡家との密接な関連を想定しなければならない場所である例がある半面、発掘調査で得られた限りの遺構検出・遺物出土の状況からは郡家との直接の関係をあまり想定しにくい遺跡からも同種の土器が

出土している。

藤岡市上栗須寺前遺跡（群馬県埋文調査事業団1996）からは「多胡」の郡名を灰釉陶器皿の底部外面に墨書したもののが1点と、「多」の1文字を須恵器杯・椀の底部・体部に記したもののが6点の計9点出土している。遺構の検出状況から見れば、発掘調査された範囲では官衙的な様相は示していないが、郡名及びその一部が記された墨書土器がまとまって出土していることの意味を考え直す必要がある。なお、62号竪穴建物跡から出土した灰釉陶器皿底部外面に記された文字は、報告書では「多得」と釈読しているが、再釈読により「多胡」と読めることが確認できたため、「多」の1文字のみ記されたものに關しても、単なる吉祥句的な用語ではなく、郡名の一部である可能性が高くなつた。

伊勢崎市十三宝塚遺跡（群馬県埋文事業団1992）は、かつて佐位郡家と考えられたことがあった遺跡であるが、遺構の状況からみれば寺院の遺跡であり、かつ、三軒屋遺跡が発見され、所謂『上野国交替実録帳』諸郡官舍佐位郡頃と記述と検出遺構の状況との合致から、三軒屋遺跡が佐位郡家跡に相違ないことが判明した。佐位郡家に關連する寺院としては、近接して上植木廃寺があり、十三宝塚遺跡は寺院規模や構造からみても、郡家に直接関連する寺院とは考えにくく、そのレベルよりはやや低いクラスの寺院であると考えられる。ただ、そうはいつても、郡領クラス豪族の発願による寺院である可能性は充分に考えられることであり、郡家と全く無関係の寺院とは必ずしも言い難いところである。

郡名佐位に通じる「佐」の1文字に關連する文言が記された墨書土器が3点出土している。

前橋市の青梨子金古遺跡（県央第一水道遺跡調査会1995）、荒子小学校遺跡（前橋市埋文調査団1990b）、前山II遺跡（前橋市埋文調査団1990a）からは、群馬郡の郡名の古い表記である「車」の文字が記された墨書・刻書土器が出土している。前橋市荒子町の荒子小学校校庭遺跡と同市泉沢町の前山II遺跡とは比較的近い距離にある遺跡であるが、この2遺跡は古代の群馬郡の領域からは大きく外れており、勢多郡内に位置している。とくに前山II遺跡からは「車」の文字が記された墨書土器が4点まとめて出土している点も注目される。これらの土器の年代観からは、明らかに、すでに郡名が好字2字「群馬」の表記に変更された後の時期のものであり、群馬郡外からの出土であることを考え併せるとこれらの土器に表記された「車」の文字は、「群馬」の郡名を表記したものではなく、車持氏などの氏族名や他の意味を有する可能性の方を想定した方がよさそうである。

おわりに

群馬県内出土の郡名記載土器を中心に、東日本各地出

土の郡名記載土器を集成し、その傾向をみてきたが、先述したように、郷名を記した土器の例も、また、郡名と同じ名の郷が郡内に所在する例も、また、郡名を名に負う氏族名も、それぞれ全国的に多く存在している。そこに記されているのが郡名に通じる文字であっても、実際には郡名なのか、郡名と同じ郷名なのか、郡名と通じる氏族名として記されたのか、資料そのものからでは分別が付きがたい。

また、郡名及び郷名には「好字」が付けられたわけであるから、集落遺跡から一般的に出土する墨書・刻書土器の大多数に記される所謂「吉祥文字」とも共通するわけであり、「吉祥文字」は人名とも通じるから、解釈は如何様にも可能になる。そのような意味では、ここで集成した中には、郡名記載土器と厳密に判別するには難しい資料が混在していることもまた事実である。上述してきたことは、こうした史料的な限界を踏まえての検討結果である。

これまで、圧倒的に資料数・量が多い静岡県内の郡家および関連遺跡出土の郡名記載土器、とりわけ駿河国志太郡家跡静岡県藤枝市秋合・御子ヶ谷両遺跡と、遠江国引佐郡津の遺跡と考えられる同県浜松市井通遺跡出土の計360点の資料が、郡名記載土器の基本形のように考えられてきたが、確かに数量こそ多いものの、郡名ないしその一部+「大・少領」、あるいは郡名ないしその一部+「一」・「二」といったような書式のものは東日本全体でみれば、これらの遺跡以外ではあまりみることが出来ない書式であることが判明した。

郡名記載土器の基本的な書式とは、郡名のみあるいはその1文字のみを記すか、あるいは郡名ないしどのうちの1文字に「厨」の文字が附され、某郡厨の土器であることを示すかである。

これまで述べてきたように、記銘土器の絶対的な僅少さから言えば、官衙遺跡出土の墨書土器については、従来言われてきたような、食器の保管・管理のための文字記入とは考え難く、平川南氏が言われるような食菜供膳元の明示機能、さらにはそれに止まらず祭祀・儀礼などの際の使用という特殊な、非日常の用途を想定するべきであると考える。その意味においては、集落遺跡出土の墨書・刻書土器の用途および機能に共通する部分が大きいと位置付けることが可能であろう。

静岡県の郡家およびその関連遺跡では、低湿地や大溝などから膨大な量の墨書。刻書土器が出土しており、それら大量の墨書・刻書土器が、祭祀・儀礼に伴って投じられた可能性を示唆するかのような出土状況である。この点も、官衙遺跡出土墨書・刻書土器の祭祀用途を裏付ているように思われる。

ただし、大溝に流す、あるいは投じる行為自体が祭祀であるのか、あるいは祭祀・儀礼等の行為の終了後の土

器の廃棄なのは、現時点では不明と言わざるを得ない。出土状況からはいずれにも解釈することが可能である。

こうした静岡県内の郡家及びその関連遺跡から大量に出土した郡名記載土器に比べて、ほかの地域の遺跡では、例えば陸奥国安積郡家跡福島県郡山市清水台遺跡や同国白河郡家跡同県泉崎村閑和久官衙遺跡などで郡名ないしその一部が記された土器がまとまって出土しているが、出土遺構はまちまちであり、また、郡名記載土器の量はそれぞれの遺跡から出土した土器全体の量から見て極めて僅少である。さらに、これら両郡家遺跡からは、食器の保管管理を担当した厨の文字が記された郡名土器が1点も出土していない。保管管理のための記銘であるならば、共通する用途機能の下、書式にも各地域や個々の官衙を越えた齊一性がある程度指摘できることもあり、これらの点も、官衙における食器の保管管理に伴って郡名が記されたとは考えにくい理由の一つである。

食器である土器の保管場所として厨家は最もそれにふさわしい場所であり、郡名に「厨」の文字が附されて記された土器が多いこともまことに自然である。郡名ないしその一部の文字が記された土器の中には、当然、本来は「某郡厨」と記されるべきものが略されて、郡名ないしその1文字のみが記されたものも存在するであろう。

「国厨」・「(某)郡厨」と記載された土器を、そこに盛られた酒食が「国厨之饌」・「郡厨之饌」であることを明示したものと説かれた平川南氏の説はまことに説得力に富んだ魅力的な仮説である。さらにそれを発展させて考へるならば、「国厨之饌」・「郡厨之饌」が国司・郡司らといった現実世界の人間に対して供されたに限らず、それらが神仏に対する儀礼の中でそれらに対して供された可能性や、さらには神仏の供献に対して、仮に實際はそうでもあたかもそのブランド名ゆえに「国厨之饌」・「郡厨之饌」を仮冒してそのように記載されるケースをも想定することが可能であろう。そしてさらに敷延するならば、郡名ないしその一部の文字が記された土器の大半は、祭祀・儀礼関連で記されたものが占めるであろうことを想定できるのではないだろうか。

いささか論理が飛躍し過ぎたきらいは否めず、また、紙幅の制約によって意を尽くせなかったところも多々あるが、不備な点は後考に期することとして、とりあえず、今は以上を仮説として提示して、この雑駁な小稿を擱筆する。

なお、本稿は、平成21年度財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団職員自主研究活動指定研究による研究成果の一部である。

(補註1) 土器焼成後に文字が記される墨書土器と、土器焼成過程において文字が記入される刻書土器とは、文字が記入された段階が異なり、両者は分別して考へるべきであるとの考えが強かったが、近年、集落等の遺跡から出土する、土器焼成段階に記入された須恵器刻書と焼成後土器

消費地段階で記入されたとみられる墨書文字とが共通するケースが相次いでおり、背景として、土器消費地から、土器の生産段階に對して、土器焼成前に特定の文字を刻書するよう発注していたことが考えられる。本稿で取り上げた静岡県藤枝市郡遺跡においても、須恵器生産段階で刻書された「益」の郡名の一部の文字と、土器消費段階である益頭郡家で墨書された「益」「益頭」の郡名の文字とが一致している。故に、最近の研究では、刻書土器と墨書土器とでは、確かに文字記入の具体的段階こそ違うものの、両者の間には密接な関係が存在した場合も多く、一概に分別して考えるべきではないという見方が主流である。

引用参考文献（五十音順）

- 青森県 2008 『青森県史 資料古代2 出土文字資料』
- 秋田城跡調査事務所 2000 『秋田城出土文字資料集』Ⅲ
- 荒井秀規 2002 『神奈川県出土の墨書土器』『神奈川県立歴史博物館総合研究報告-さがみの国と都の文化交流-』（神奈川県立歴史博物館）pp65~100
- 荒井秀規・志村佳名子「神奈川県出土墨書・刻書土器集成」『明治大学古代学研究所紀要』10（明治大学古代学研究所）pp57~154
- 安中市埋蔵文化財発掘調査団 2005 『西裏遺跡』
- 石岡市教育委員会 2001 『常陸國衙跡-石岡小学校温水プール建設に伴う調査-』
- 石毛彩子 2003 「駿河国志太郡衙・益頭郡衙と墨書土器」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』（奈良文化財研究所編）pp79~102
- 市原市教育委員会 1977 『上総国分寺台発掘調査概報』Ⅶ
- 市原市教育委員会 1980 『上総国分寺台調査概報』
- 茨城県考古学協会2005 『古代地方官衙周辺における集落の様相』
- 江口桂 2002 『武藏國府閔連遺跡出土墨書土器の基礎的検討』『府中市郷土の森博物館紀要』15（府中市郷土の森博物館）pp5~42
- 大川原竜一 2007a 「東京都出土墨書・刻書土器集成」『文字瓦・墨書土器のデータベース構築と地域社会の研究』（吉村武彦編）pp61~132
- 大川原竜一 2007b 「埼玉県出土墨書・刻書土器集成」『明治大学古代学研究所紀要』6（明治大学古代学研究所）pp47~129
- 太田市教育委員会 1990 『成塚住宅団地遺跡』
- 太田市教育委員会 2008 『天良七堂遺跡』
- 大谷向原遺跡発掘調査団 1992 『大谷向原遺跡』
- 小都市教育委員会 2000 『上岩田遺跡発掘調査概報』
- 小田原市教育委員会 2002 『下曾我遺跡・永塚下り畑遺跡第IV地点』
- 笠懸村教育委員会 1989 『笠懸村宮久保遺跡』
- 川井正一ほか 2000~2009 「茨城県域における文字資料集成」1~10『研究ノート』9・11・12・『年報』23~28（茨城県教育財団）
- 川越市教育委員会 1991 『五烟東遺跡調査報告書』
- 黒済玉恵 2009 「武藏国出土『厨』墨書土器集成」『明治大学古代学研究所紀要』（明治大学古代学研究所）pp35~55
- 久留米市 1994 『久留米市史12 資料編（考古）』
- 久留米市教育委員会 1991 『道藏遺跡』
- 群馬県教育委員会 1989 『史跡上野国分寺跡発掘調査報告書』
- 群馬県教育委員会 1999 『上西原遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1991 『元総社寺田遺跡』Ⅰ
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 『史跡十三宝塚遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 『多胡蛇黒遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996a 『元総社寺田遺跡』Ⅲ
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996b 『上栗須寺前遺跡群』Ⅲ
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996c 『中江田ハッ繩遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2007 『東今泉鹿島遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2008a 『堤沼上遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2008b 『石橋地蔵久保遺跡』
- 群馬県埋蔵文化財調査事業団 2009 『楽前遺跡』（1）
- 郡山市教育委員会 1975 『清水台遺跡第2次発掘調査概報』
- 郡山市教育委員会 1976 『清水台遺跡第3次発掘調査概報』
- 郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団 1992 『郡山埋文ニュース』65
- 県央第一水道遺跡調査会 1995 『青梨子金古境遺跡』
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 2007 『井通遺跡』
- 静岡市教育委員会 2005 『ケイセイ遺跡-第5次発掘調査報告書-』
- 清水みき 1991 「食料供給官司名を記す墨書土器に関する一考察」『京都考古』59（京都考古刊行会）pp1~5
- 杉山秀宏・高井佳弘 2008 「住谷コレクション瓦類資料の基礎調査の成果について」『群馬県立歴史博物館紀要』29（群馬県立歴史博物館）pp25~42
- 関本寿雄・高島英之・川原秀夫 2006 「大泉町出土の墨書土器について-邑楽郡家推定地とその周辺-」『館林市史研究おはらき』2（館林市）pp45~72
- 高井佳弘 1999 「上野国分寺跡出土の郡郷名押印文字瓦について」『古代』107 早稲田大学考古学会pp35~48
- 高島英之 2000 「群馬県前橋市元総社寺田遺跡出土の墨書土器・墨書木製品」『古代出土文字資料の研究』（高島英之）東京堂出版 pp227~247
- 高橋学 2003 「城柵官衙と墨書土器-出羽国北半の事例を中心に-」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』（奈良文化財研究所編）pp137~158
- 巽淳一郎 2003 「都城出土墨書土器の性格」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』（奈良文化財研究所編）pp159~204
- 谷句 2008 「千葉の出土文字、その後」『白門考古論叢』II（中央考古会）pp301~351
- 千葉県 1996 『出土文字資料集成』
- 津野仁 1990 「地方官衙遺跡の墨書土器」『古代』89（早稲田大学考古学会）pp14~21
- 津野仁 1993 「地方官衙の墨書土器」『月刊文化財』362（第一法規出版）pp30~34
- 栃木県教育委員会 1986 『下野国府跡資料集』II（墨書土器・硯）
- 栃木県文化振興事業団 1987 『下野国府跡』IV
- 奈良文化財研究所 2004 『古代の官衙遺跡』II 遺物編
- 新潟県墨書土器検討会 2004 『新潟県内出土古代文字資料集成』
- 新田町教育委員会 1994 『境ヶ谷戸・原宿・上野井II遺跡』
- 新田町教育委員会 2000 『前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡』
- 新田町教育委員会 2004 『天良七堂遺跡』II
- 浜松市教育委員会 2008 『伊場遺跡総括編（文字資料・時代別総括）』
- 早川庄八 1997 『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館
- 兵庫県立歴史博物館 2002 『古代兵庫への旅-奈良・平安時代の寺院と役所-』
- 平川南 2000a 「『厨』墨書土器論」『墨書土器の研究』（平川南）吉川弘文館pp102~139、初出1993
- 平川南 2000b 「墨書土器からみた役所と古代村落」『墨書土器の研究』（平川南）吉川弘文館pp158~201、初出1988~2000
- 平川南 2000c 「墨書土器とその字形」『墨書土器の研究』（平川南）吉川弘文館pp259~324、初出1991
- 平塚市遺跡調査会 1993 『山王B・稻荷前A遺跡』
- 平塚市博物館 2001 『平塚市内出土の墨書・刻書土器』
- 藤枝市教育委員会 1981 『志太郡衙跡（御子ヶ谷遺跡・秋合遺跡）』
- 藤枝市教育委員会 1986 『静岡県藤枝市郡遺跡発掘調査概報』III
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1990a 『前山II遺跡』
- 前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1990b 『荒子小学校校庭II・III遺跡』
- 松尾昌彦 1994 「『厨』銘墨書土器考-松戸市坂花遺跡出土例をめぐって-」『松戸市立博物館紀要』1（松戸市立博物館）pp26~53
- 松田猛 1986 「群馬県における文字瓦と墨書土器-前橋市上西原遺跡の文字資料-」『信濃』38-11pp21~45
- 松村恵司 1993a 「古代集落と墨書土器」『駿台史学会第2回日本古代史シンポジウム律令国家の成立と東国』（駿台史学会）
- 松村恵司 1993b 「特集『墨書土器の世界』から」『月刊文化財』363pp24~25
- 山口英男 1991 「官衙遺跡出土の墨書土器」『藤沢市史研究』24（藤沢市）pp38~42
- 中山敏史 1994 「古代地方官衙遺跡の研究」壇書房
- 中山敏史 2003 「郡衙における食器管理と供給」『古代官衙・集落と墨書土器-墨書土器の機能と性格をめぐって-』（奈良文化財研究所編）pp103~136
- 山梨県 2001 『山梨県史 資料編3 原始・古代3文献・文字資料』

97	〃	遺物包含層	飽	須恵・杯	体外正	9前
98	〃	池SG1031埋土	山本 (刻書)	須恵・円面観	脚部正	8後
99	〃	遺物包含層	田川	赤焼・杯	底外	9前
100	〃	池SG1031埋土	田川	須恵・杯	体外横	8後
101	〃	堅穴SI1377埋土	田川	須恵・蓋	摘	奈良・平安
102	秋田県天仙市	括田柵跡	遺物包含層	□□□ [小勝借カ]	底外	9後
103	〃	〃	小勝借	須恵・杯	底外～体外	9後
104	〃	河川SL1035埋土	小勝／□	須恵・杯	体外倒／底外	9後
105	〃	土坑SK1033埋土	秋	須恵・長頸壺	底外	9中
106	〃	堅穴SI1114埋土	小勝	須恵・杯	底外	9後
107	〃	堅穴SI1148埋土	小勝／官	須恵・杯	体外倒／底外	9後
108	〃	〃	小勝／官	須恵・杯	体外倒／底外	9後
109	〃	〃	小勝／官	須恵・杯	体外倒／底外	9後
110	〃	整地層	出羽／郡□男賀／凡酒杯	須恵・杯	底外	8中～後
111	秋田県男鹿市	小谷地遺跡	遺物包含層	酒／雄	底外	8中～後
112	〃	〃	秋田	赤焼・杯	底外	9後
113	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
114	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
115	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
116	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
117	〃	〃	雄	須恵・杯	体外倒	9後
118	〃	〃	雄	須恵・杯	体外倒	9後
119	〃	〃	雄	須恵・杯	体外倒	9後
120	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
121	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
122	〃	〃	雄	須恵・杯	体外倒	9後
123	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
124	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
125	〃	〃	雄	須恵・蓋	外	9後
126	〃	〃	里	須恵・椀	底外	9後
127	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
128	〃	〃	雄	須恵・杯	体外倒	9後
129	〃	〃	雄	須恵・杯	底外	9後
130	福島県福島市	南諫訪原遺跡	水田	信夫山南	体外正	9前
131	〃	〃	信夫山／□	信夫山	体外正	9前
132	福島県郡山市	肩張遺跡	25号土坑埋土	刈田	土師・杯	9前
133	〃	〃	60号土坑埋土	刈田	土師・杯	底外
134	〃	〃	40号土坑埋土	刈田	須恵・蓋	9前
135	〃	〃	25号土坑埋土	刈	須恵・椀	9前
136	福島県郡山市	咲田遺跡	15号土坑埋土	在厨	須恵・椀	9前
137	福島県郡山市	清水合遺跡 (安積 郡家跡)	表深	土師・杯	底外	9前
138	〃	〃	瓦溜	土師・杯	体外倒	9前
139	〃	〃	表土	土師・杯	体外倒	9前
140	〃	〃	ク	土師・杯	底外	9
141	〃	〃	攪乱	土師・杯	体外正	8後
142	〃	〃	溝SD509埋土	ウ郡	土師・杯	9
143	〃	〃	表土	土師・杯	底外	9前
144	〃	〃	掘立SB1540柱穴掘方埋土	在	土師・杯	体外正
145	〃	〃	土坑SK1601埋土	在曹	土師・杯	体外横
146	〃	〃	ク	大在	土師・杯	10前
147	〃	〃	ク	大在	土師・杯	体外横
148	〃	〃	ク	大在	土師・杯	10前
149	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外横
150	〃	〃	ク	在	土師・杯	10前
151	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外正
152	〃	〃	ク	在	土師・杯	10前
153	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外横
154	〃	〃	ク	□ [在カ]	土師・杯	10前
155	〃	〃	ク	大□ [在カ]	土師・杯	10前
156	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外正
157	〃	〃	ク	大在	土師・杯	9後
158	〃	〃	ク	□ [在カ]	赤焼・杯	10前
159	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外横
160	〃	〃	ク	在	土師・杯	9前
161	〃	〃	ク	在	土師・杯	体外背
162	福島県郡山市	古龟田遺跡	Bトレンチ堅穴床面	信夫	土師・杯	9前
163	福島県いわき市	大猿田遺跡	溝SD16埋土	玉□	須恵・杯	底外
164	〃	〃	遺構外	玉□	須恵・杯	体外正
165	〃	〃	ク	玉造	須恵・杯	9前～9後
166	〃	〃	ク	玉□	土師・杯	9中～9後
167	福島県東崎村	関和久菅衛遺跡 (白河郡家)	不定形pit	百／百 □／日	土師・杯	體外正／体外倒／底外
168	〃	〃	ク	白／白	土師・杯	9
169	〃	〃	ク	白／白	土師・杯	9
170	〃	〃	ク	白／白	土師・杯	9
171	〃	〃	□ [白カ]	土師・杯	体外正／底外	9前
172	〃	〃	ク	自	土師・杯	9後
173	〃	〃	ク	自	土師・杯	9
174	〃	〃	ク	□ [白カ]	土師・杯	9
175	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
176	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
177	〃	〃	ク	白	土師・杯	不明
178	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
179	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
180	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
181	〃	〃	ク	白／白／□／□	守／守／守／白	体外／底外
182	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
183	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
184	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
185	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
186	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
187	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
188	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
189	〃	〃	ク	白	土師・杯	9
190	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前
191	〃	遣構外	ク	白	土師・杯	9前
192	〃	〃	ク	白	土師・杯	9後
193	〃	〃	ク	白／白	土師・杯	9前
194	〃	〃	ク	白／白	土師・杯	体外正／体外倒／底外
195	〃	〃	ク	白	土師・杯	9前

295	〃	〃	〃	鹿□	土師・杯	底外	古代
296	〃	〃	〃	鹿□	土師・碗	底外	古代
297	〃	〃	〃	鹿□	土師・杯	底外	古代
298	〃	〃	〃	鹿□	土師・杯	底外	古代
299	〃	〃	1380号堅穴埋土 II区包含層	鹿厨	土師・碗	底外	古代
300	〃	〃	〃	鹿厨	土師・碗	底外	古代
301	〃	〃	〃	鹿カ	土師・杯	底外	古代
302	〃	〃	〃	鹿カ	土師・杯	底外	古代
303	茨城県鹿嶼市	厨台遺跡	掘立SB319柱穴埋土 掘立SB344柱穴埋土	鹿カ厨カ	土師・杯	体外	9後
304	〃	〃	〃	□崎郡	須恵・蓋	内	8前
305	茨城県水戸市	掘跡	1号堅穴埋土	行方家カ	土師・杯	体外横	9前
306	群馬県前橋市	元總社寺田遺跡	VI区6溝埋土 VI区河道埋土	邑厨	須恵・杯	底外	古代
307	〃	(国府関連)	佐	須恵・杯	体外正	古代	
308	群馬県前橋市	青梨子金古墳遺跡	2号堅穴埋土	車(焼成後刻書)	土師・杯	底内	古代
309	群馬県前橋市	荒子小学校校庭遺跡	14号堅穴埋土	車/車	須恵・杯	底外/体内横	古代
310	群馬県前橋市	前山II遺跡	2号堅穴埋土	車單火	土師・杯	底外	古代
311	〃	〃	3号堅穴埋土	車東院/車	土師・杯	底内/底外	古代
312	〃	〃	3号堅穴埋土	車	土師・杯	底外	古代
313	〃	〃	3号堅穴埋土	車/車	土師・杯	底内/底外	古代
314	群馬県前橋市	塙沼上遺跡	37号堅穴埋土	勢多	須恵・碗	体外横	9未
315	群馬県伊勢崎市	十三塙遺跡	32号堅穴埋土	佐/佐	須恵・碗	底内	古代
316	〃	〃	37号堅穴埋土	家佐	須恵・杯	体外横	古代
317	〃	〃	Q2溝埋土	左	須恵・蓋	摘	古代
318	群馬県みどり市	宮久保遺跡	3号堅穴埋土	入田	須恵・皿	底外	9
319	群馬県太田市	成塙住宅閉地遺跡(新田郡家関連)	E151号堅穴埋土	入田(焼成前刻書)	土師・碗	体外正	9
320	群馬県太田市	石橋地蔵久保遺跡(新田郡家関連)	4区2号堅穴埋土 4区5号堅穴埋土	新田 桜カ	須恵・杯	底外	8
321	〃	〃	入田	土師・杯	底外	8	
322	群馬県太田市	境ヶ谷戸遺跡(新田郡家関連)	1次2号堅穴埋土	入	須恵・杯	底外	8
323	〃	〃	入	須恵・蓋	内	8	
324	〃	〃	入	須恵・碗	底外	8	
325	〃	〃	入	須恵・杯	底外	8	
326	〃	〃	人	土師・杯	底内	8	
327	〃	〃	入カ	土師・杯	底内	8	
328	〃	〃	入(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8	
329	〃	〃	入	須恵・杯	底外	8	
330	〃	〃	入	須恵・碗	底外	8	
331	群馬県太田市	村木本郷Ⅲ遺跡(新田郡家関連)	1号溝埋土	入カ田	須恵・杯	底外	8
332	群馬県太田市	前六供遺跡(新田郡家関連)	3号井戸埋土	新新	須恵・皿	体内外正	9後
333	〃	〃	新	須恵・碗	体外正	9後	
334	〃	〃	新	須恵・杯	体外正	9後	
335	群馬県太田市	中江田原遺跡(新田郡家関連)	E6号溝埋土	入	須恵・杯	底外	8
336	群馬県太田市	天良七堂遺跡(新田郡家跡)	2次1号溝埋土	入田	須恵・杯	体外横	9
337	〃	〃	入田	須恵・皿	底外	9	
338	〃	〃	入田	須恵・碗	底外	9	
339	〃	〃	入田カ	須恵・杯	体外正	9	
340	〃	〃	入田	須恵・皿	底外	9	
341	〃	〃	入田	須恵・皿	底外	9	
342	群馬県太田市	東今泉鹿島遺跡	50号溝埋土	山田	須恵・杯	底外	8
343	群馬県太田市	栗前遺跡	3区1号溝埋土	山田	須恵・皿	底外	9後
344	〃	〃	4区1号堅穴埋土	山	須恵・杯	底外	9初
345	群馬県藤岡市	上東須寺前遺跡	62号堅穴埋土	多胡	灰釉・皿	底外	9後
346	〃	〃	多	須恵・碗	底外	9後	
347	〃	〃	多	須恵・杯	底外	9後	
348	〃	〃	多	須恵・杯	体外横	9後	
349	〃	〃	多	須恵・碗	体外倒	9後	
350	〃	〃	多	須恵・碗	体内	9後	
351	〃	〃	多	須恵・碗	体内外正	9後	
352	群馬県高崎市	多胡蛇黒遺跡	39号堅穴埋土	日	須恵・杯	体外正	8後
353	群馬県安中市	西裏遺跡	H2号堅穴埋土	確×	須恵・碗	底外	9前
354	群馬県大泉町	専光寺付近遺跡	10号墳周溝埋土	上邑厨	須恵・高台皿	底外	9後
355	埼玉県上里町	下池遺跡南部地区	H249号堅穴埋土	□秩父	須恵・杯	体内	古代
356	埼玉県上里町	熊野大神南遺跡A	天溝埋土	□入カ簡都	土師・杯	底外	古代
357	埼玉県坂戸市	中堀遺跡	145号堅穴埋土	加/加	灰釉・皿	体外正/底外	9後
358	〃	〃	Q土坑	加	灰釉・皿	底外	9後
359	埼玉県坂戸市	稲荷前遺跡	1号井戸埋土	□(大カ)里郡多磨郡□尺木川原□(郡カ)	須恵・蓋	内	8
360	埼玉県深谷市	下郷遺跡(幡羅郡 家隣接)	坡	須恵・皿	底外	9	
361	〃	〃	婆羅	須恵・杯	底外	8	
362	埼玉県東松山市	西浦遺跡	56・57号溝跡	企(朱書)	須恵・碗	体外正	8
363	〃	〃	企(焼成前刻書)	須恵・碗	底外	8	
364	埼玉県坂戸市	稲荷森遺跡	1号堅穴埋土	企□(比カ)/□(焼成前刻書)	須恵・杯	体外横/底外	8
365	埼玉県鴻巣市	小谷遺跡	27号堅穴埋土	父瓦(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8
366	埼玉県鴻巣市	広町遺跡	7号窯埋土	大里(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8
367	〃	〃	大里(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8	
368	埼玉県入間市	新久糸跡	1号窯跡埋土	入間(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	9
369	〃	〃	A4クリット	須恵・碗	底外	8	
370	埼玉県川越市	谷久保窯跡	16号堅穴埋土	入(焼成前刻書)	須恵・碗	底外	8初
371	〃	〃	5号溝埋土	入厨	須恵・碗	底外	9
372	〃	〃	3号掘立柱穴埋土	入厨	須恵・碗	体外横	9
373	埼玉県川越市	会下遺跡(入間郡家関連)	8号堅穴埋土	入間	須恵・杯	底外	9
374	埼玉県川越市	古海道東遺跡(入間郡家関連)	2号堅穴埋土	入厨	須恵・杯	底外	古代
375	埼玉県川越市	五輪塚遺跡(入間郡家関連)	2号堅穴探査面	入厨	須恵・杯	底外	古代
376	埼玉県川越市	八幡前・若宮遺跡 (入間郡家関連)	1号井戸埋土	入卅/入廿	須恵・杯	体外正/底外	9後
377	〃	〃	入(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	9	
378	〃	〃	9世紀包含層	須恵・杯	底内	9後	
379	〃	〃	入ないし平	須恵・杯	底外	9中	
380	〃	〃	□(入カ)	須恵・杯	底内	9中	
381	埼玉県秩山市	宮地遺跡	不明	高	須恵・杯	底外	古代
382	東京都八王子市	多摩ニュータウンNo.107遺跡	調査区83河道	□(比カ)企	須恵・杯	底内	古代
383	〃	〃	調査区89S河道	須恵・杯	底外	古代	
384	東京都府中市	武藏国府関連遺跡	第四中学校旧蔵資料	玉	須恵・杯	体内横	古代
385	〃	〃	DOLCE地区堅穴SI14埋土	玉	須恵・杯	底外	古代
386	〃	〃	府中高木ビル地区表土	都筑郡塊カ□(焼成前刻書)	須恵・杯	底内	9~10
387	〃	〃	花とうビル地区堅穴SI49	賀	須恵・杯	体外	古代
388	〃	〃	バチンコギャラリーエ地区堅穴SI104・105埋土	多カ	須恵・皿	体外	9末
389	〃	〃	高倉遺跡1次堅穴埋土	高	須恵・杯	体外正	古代
390	〃	〃	府中駒込南口再開発B地区堅穴SI67埋土	多研(朱書)	須恵・皿	匂面観	8後
391	〃	〃	府中東芝ビル地区2次堅穴SI25埋土	多磨カ	須恵・杯	匂裏	10前
392	〃	〃	府中フランハイホーム地区掘立SB11柱穴埋土	高	須恵・杯	底外	古代
393	〃	〃	北岡利夫氏宅地区堅穴SI55埋土	高	須恵・杯	体外正	10後

493	千葉県多古町	信濃台遺跡	不明	千厨	不明	不明	古代
494	千葉県多古町	假田遺跡第2地点	5号竪穴埋土	匝厨	底外	古代	
495	千葉県成田市	大袋腰巻遺跡	不明	印波郡	口横	9	
496	山梨県笛吹市	松原遺跡（国分寺関連）	13号竪穴埋土	都	底外	9	
497	静岡県富士市	東平遺跡	SB01竪穴埋土	布自	底外	8	
498	静岡県静岡市	ダイセノ遺跡（有度郡家）	包谷層	有×	外	8後~9	
499	〃	〃	〃	有度厨	体外横	8後~9	
500	〃	〃	〃	有厨	底外	8後~9	
501	〃	〃	〃	有厨家	底外	8後~9	
502	〃	〃	〃	有厨	底外	8後~9	
503	〃	〃	〃	有	底外	8後~9	
504	静岡県藤枝市	郡遺跡（益頭郡家）	不明	益厨	底内	8	
505	〃	〃	〃	益厨	底外	8	
506	〃	〃	〃	益厨	底外	8	
507	〃	〃	〃	益厨	内	8	
508	〃	〃	〃	益厨	底外	8	
509	〃	〃	〃	益厨主□厨長	底外	8	
510	〃	〃	〃	益大	底外	8	
511	〃	〃	〃	益大	底外	8	
512	〃	〃	〃	益大	内	8	
513	〃	〃	〃	益（焼成前刻書）	底外	8	
514	〃	〃	〃	益（焼成前刻書）	底外	8	
515	〃	〃	〃	安厨	底外	8	
516	〃	水守遺跡（益頭郡館・郡司居宅）	〃	益厨	底外	8	
517	〃	〃	〃	益少領	底外	8	
518	〃	〃	〃	益	底外	8	
519	静岡県藤枝市	助宗古窯跡群	蒸跡	益（焼成前刻書）	底外	8	
520	〃	〃	〃	益（焼成前刻書）	底外	8	
521	静岡県藤枝市	秋合遺跡（志太郡家）	包含層	志大領	内	8	
522	〃	〃	〃	志大領	底外	8	
523	〃	〃	〃	志太少領	底外	8	
524	〃	〃	〃	×太少	底外	8	
525	〃	〃	〃	志厨	底外	8	
526	〃	〃	〃	志厨□	底外	8	
527	〃	〃	〃	志太厨	底外	8	
528	〃	〃	〃	志太×	底外	8	
529	〃	〃	〃	志[底外	8	
530	〃	御子ヶ谷遺跡（志太郡家）	包含層	志太大	内	8	
531	〃	〃	〃	志太大	内外	8	
532	〃	〃	〃	志太大	底外	8	
533	〃	〃	〃	志太大	底外	8	
534	〃	〃	〃	志太大	内	8	
535	〃	〃	〃	志太大	内	8	
536	〃	〃	〃	志太大	内	8	
537	〃	〃	〃	志太大	内	8	
538	〃	〃	〃	志太大	内	8	
539	〃	〃	〃	志太大	内	8	
540	〃	〃	〃	志太大	内	8	
541	〃	〃	〃	志太大	内	8	
542	〃	〃	〃	志太大	内	8	
543	〃	〃	〃	志太大	内	8	
544	〃	〃	〃	志太大	内	8	
545	〃	〃	〃	志太大	内	8	
546	〃	〃	〃	志太大	内	8	
547	〃	〃	〃	志太大	内	8	
548	〃	〃	〃	志太大	内	8	
549	〃	〃	〃	志太大	内	8	
550	〃	〃	〃	志太領	外	8	
551	〃	〃	〃	志太領	底外	8	
552	〃	〃	〃	志太領	底外	8	
553	〃	〃	〃	志太領	底外	8	
554	〃	〃	〃	志太領	底外	8	
555	〃	〃	〃	志太領	内	8	
556	〃	〃	〃	志太領	内	8	
557	〃	〃	〃	志太領	内	8	
558	〃	〃	〃	志太領	内	8	
559	〃	〃	〃	志太領	内	8	
560	〃	〃	〃	志太領	内	8	
561	〃	〃	〃	志太領	内	8	
562	〃	〃	〃	志太領	内	8	
563	〃	〃	〃	志太領	内	8	
564	〃	〃	〃	志太領	内	8	
565	〃	〃	〃	志太領	内	8	
566	〃	〃	〃	志太領	内	8	
567	〃	〃	〃	志太領	内	8	
568	〃	〃	〃	志太領	内	8	
569	〃	〃	〃	志太領	内	8	
570	〃	〃	〃	志太領	内	8	
571	〃	〃	〃	志太領	内	8	
572	〃	〃	〃	志太領	内	8	
573	〃	〃	〃	志太領	内	8	
574	〃	〃	〃	志太領	内	8	
575	〃	〃	〃	志太領	内	8	
576	〃	〃	〃	志太領	内	8	
577	〃	〃	〃	志太領	内	8	
578	〃	〃	〃	志太領	内	8	
579	〃	〃	〃	志太領	内	8	
580	〃	〃	〃	志太領	内	8	
581	〃	〃	〃	志太領	内	8	
582	〃	〃	〃	志太領	内	8	
583	〃	〃	〃	志太領	内	8	
584	〃	〃	〃	志太領	内	8	
585	〃	〃	〃	志太領	内	8	
586	〃	〃	〃	志太領	内	8	
587	〃	〃	〃	志太領	内	8	
588	〃	〃	〃	志太領	内	8	
589	〃	〃	〃	志太領	内	8	
590	〃	〃	〃	志太領	内	8	
591	〃	〃	〃	志太領	内	8	
592	〃	〃	〃	志太×	内	8	

692	内	須惠	蓋	外
693	内	須惠	蓋	外
694	内	須惠	蓋	外
695	内	須惠	蓋	外
696	内	須惠	蓋	外
697	内	須惠	蓋	外
698	内	須惠	蓋	外
699	内	須惠	杯	外
700	内	須惠	蓋	外
701	内	須惠	蓋	外
702	内	須惠	蓋	外
703	内	須惠	蓋	外
704	内	須惠	蓋	外
705	内	須惠	蓋	外
706	内	須惠	皿	外
707	内	須惠	皿	外
708	内	須惠	杯	外
709	内	須惠	杯	外
710	内	須惠	杯	外
711	内	須惠	高杯	外
712	内	須惠	蓋	外
713	内	須惠	杯	外
714	内	須惠	杯	外
715	内	須惠	杯	外
716	内	須惠	杯	外
717	内	須惠	杯	外
718	内	須惠	杯	外
719	内	須惠	蓋	外
720	内	須惠	杯	外
721	内	須惠	皿	外
722	内	須惠	杯	外
723	内	須惠	杯	外
724	内	須惠	蓋	外
725	内	須惠	蓋	外
726	内	須惠	蓋	外
727	内	須惠	皿	外
728	内	須惠	蓋	外
729	内	須惠	蓋	外
730	内	須惠	杯	外
731	内	須惠	蓋	外
732	内	須惠	杯	外
733	内	須惠	杯	外
734	内	須惠	杯	外
735	内	須惠	杯	外
736	内	須惠	杯	外
737	内	須惠	蓋	外
738	内	須惠	蓋	外
739	内	須惠	蓋	外
740	内	須惠	蓋	外
741	内	須惠	皿	外
742	内	須惠	杯	外
743	内	須惠	蓋	外
744	内	須惠	皿	外
745	内	須惠	杯	外
746	内	須惠	杯	外
747	内	須惠	蓋	外
748	内	須惠	蓋	外
749	内	須惠	蓋	外
750	内	須惠	蓋	外
751	内	須惠	蓋	外
752	内	須惠	蓋	外
753	内	須惠	蓋	外
754	内	須惠	蓋	外
755	内	須惠	蓋	外
756	内	須惠	蓋	外
757	内	須惠	蓋	外
758	内	須惠	蓋	外
759	内	須惠	蓋	外
760	内	須惠	蓋	外
761	内	須惠	蓋	外
762	内	須惠	蓋	外
763	内	須惠	蓋	外
764	内	須惠	蓋	外
765	内	須惠	皿	外
766	内	須惠	皿	外
767	内	須惠	杯	外
768	内	須惠	蓋	外
769	内	須惠	皿	外
770	内	須惠	皿	外
771	内	須惠	杯	外
772	内	須惠	杯	外
773	内	須惠	蓋	外
774	内	須惠	蓋	外
775	内	須惠	蓋	外
776	内	満SD3004埋土	引□〔佐カ〕×	外
777	内		引×	外
778	内		引○	外
779	内		引佐一	外
780	内		引佐一	外
781	内		引佐一	外
782	内		引佐二	外
783	内		引佐二	外
784	内		引佐二	外
785	内		引佐二	外
786	内		引佐一	外
787	内		引佐一	外
788	内		引佐一	外
789	内		引佐一	外
790	内		引佐一	外
791	内		引佐一	外
792	内		引佐一	外

